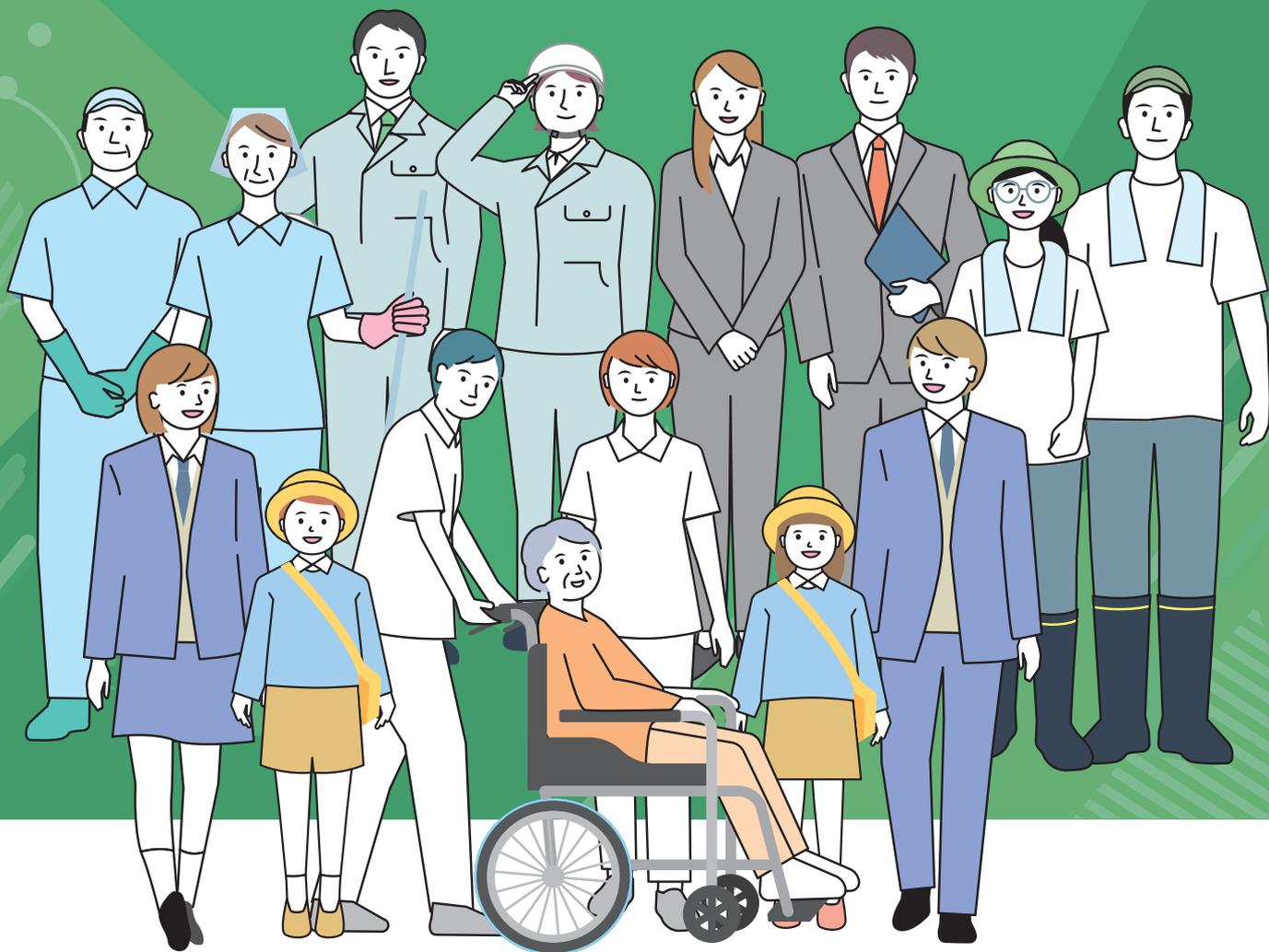


# 第3次磐田市 男女共同参画プラン

毎日を自分らしく  
いきいきと暮らせるまち 磐田



期間 令和4年度～令和8年度

## 第1章 第3次プランの策定にあたって

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | プラン策定の趣旨           | 1 |
| 2 | プランの位置づけ           | 2 |
| 3 | プランの期間             | 3 |
| 4 | SDGs(持続可能な開発目標)の推進 | 3 |

## 第2章 プランの内容と背景

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 基本理念                    | 5  |
| 2 | 基本方針                    | 6  |
| 3 | 重点施策                    | 6  |
| 4 | 体系図                     | 7  |
| 5 | 概念図                     | 9  |
|   | 基本方針1 男女共同参画の実現に向けた意識改革 | 10 |
|   | 基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり    | 15 |
|   | 基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現     | 21 |

## 第3章 プランの推進体制

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 数値目標の設定による推進  | 29 |
| 2 | プランを推進する体制の整備 | 30 |
| 3 | 市民参加による推進     | 30 |
| 4 | 進捗状況の点検・評価    | 30 |

## 参考資料

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 用語解説(再掲)             | 33 |
| 2 | 第3次磐田市男女共同参画プラン策定の過程 | 35 |
| 3 | 磐田市男女共同参画審議会 委員名簿    | 36 |
| 4 | 磐田市男女共同参画推進条例        | 37 |

## 01 プラン策定の趣旨

磐田市は、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、平成19（2007）年に第1次プランを、平成29（2017）年に第2次プランを策定し、市の考えや方向性を明らかにしながら計画的に施策を実施してきました。

国においては、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、事業主に対して行動計画の策定を義務づけるなど具体的な取組みを求めています。また、平成27（2015）年9月には国際連合で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、性別による差別をなくすよう世界に求めています。

一方、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により女性の雇用や所得への影響の顕在化、また配偶者等からの暴力や性暴力が増加するなど、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。

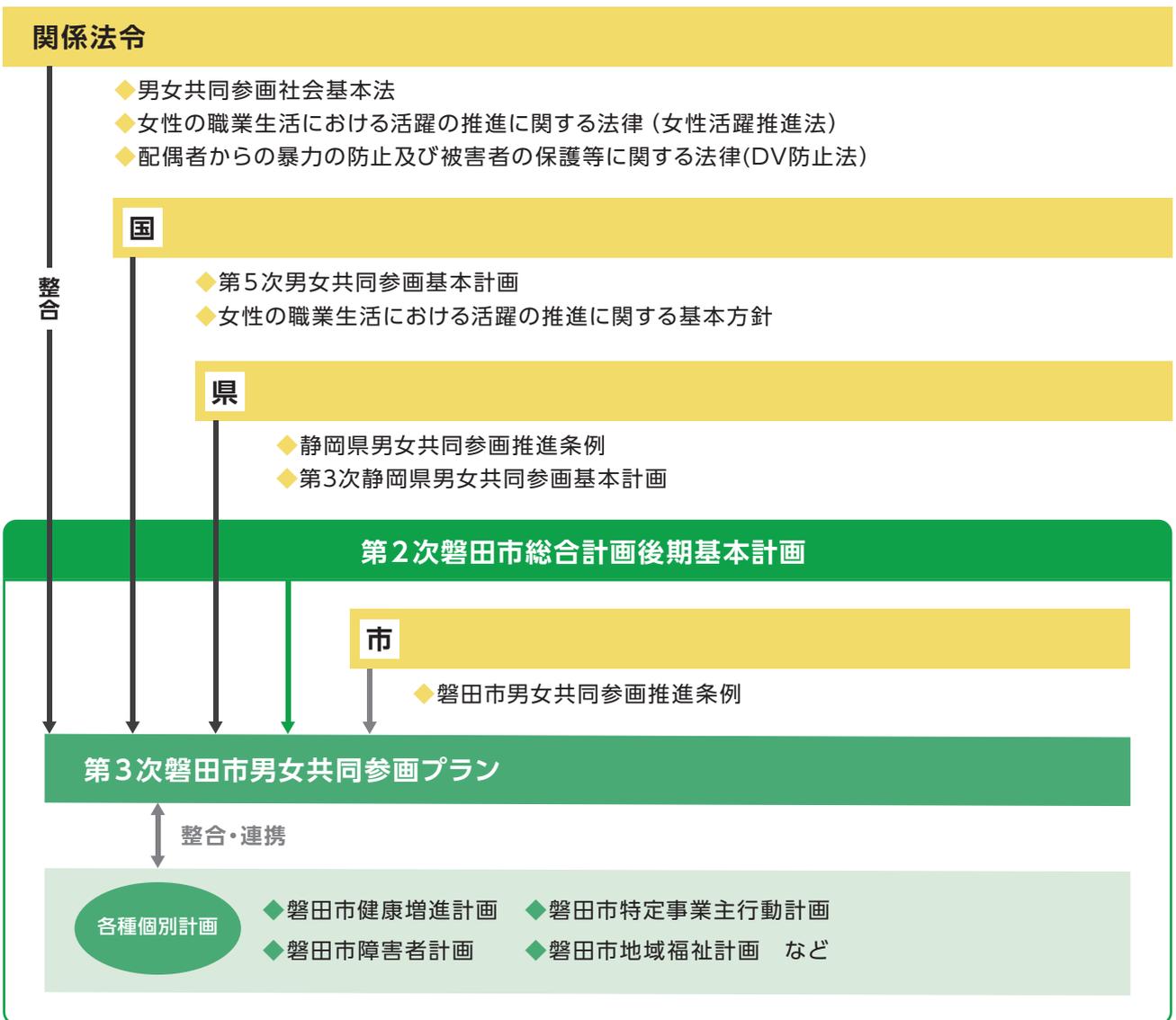
本市においても、令和2（2020）年に実施した市民意識調査の結果から男女の役割を固定的に考える意識が根強く存在していることがわかりました。また、様々な分野にて政策・方針の決定過程における女性登用率の低さや、男性の家事や育児、介護に対する理解不足により女性が仕事と家庭の両立が難しいなど、依然として解決すべき課題が多く残されています。

このような課題や社会情勢の変化を踏まえ、誰もが自分らしい暮らしができる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するため、「第3次磐田市男女共同参画プラン（以下、「本プラン」という。）」を策定しました。



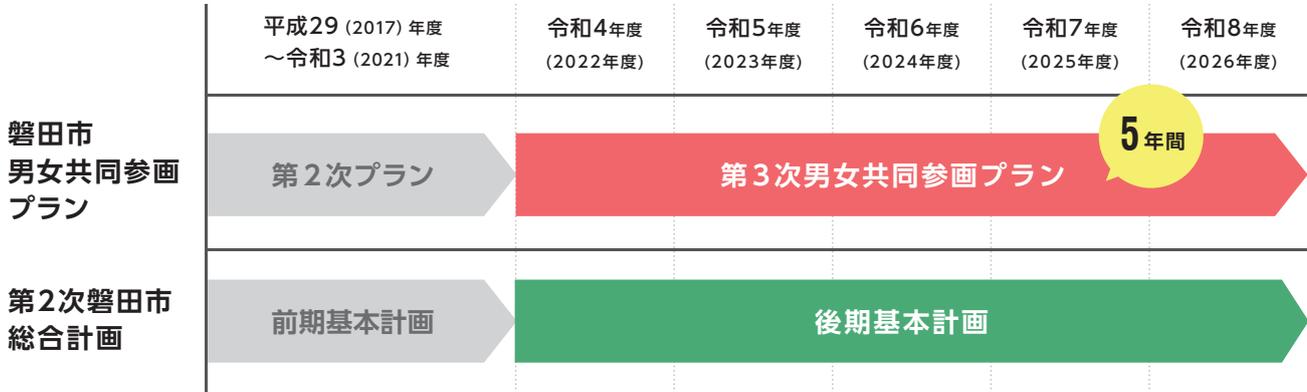
## 02 プランの位置づけ

- 1 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 2 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」を含んでいます。
- 3 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」を含んでいます。
- 4 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 5 本プランは、「第2次磐田市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、他の関連計画と整合を図っていきます。
- 6 本プランは、「磐田市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）」第11条に基づく男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。



## 03 プランの期間

本プランは第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図り、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。



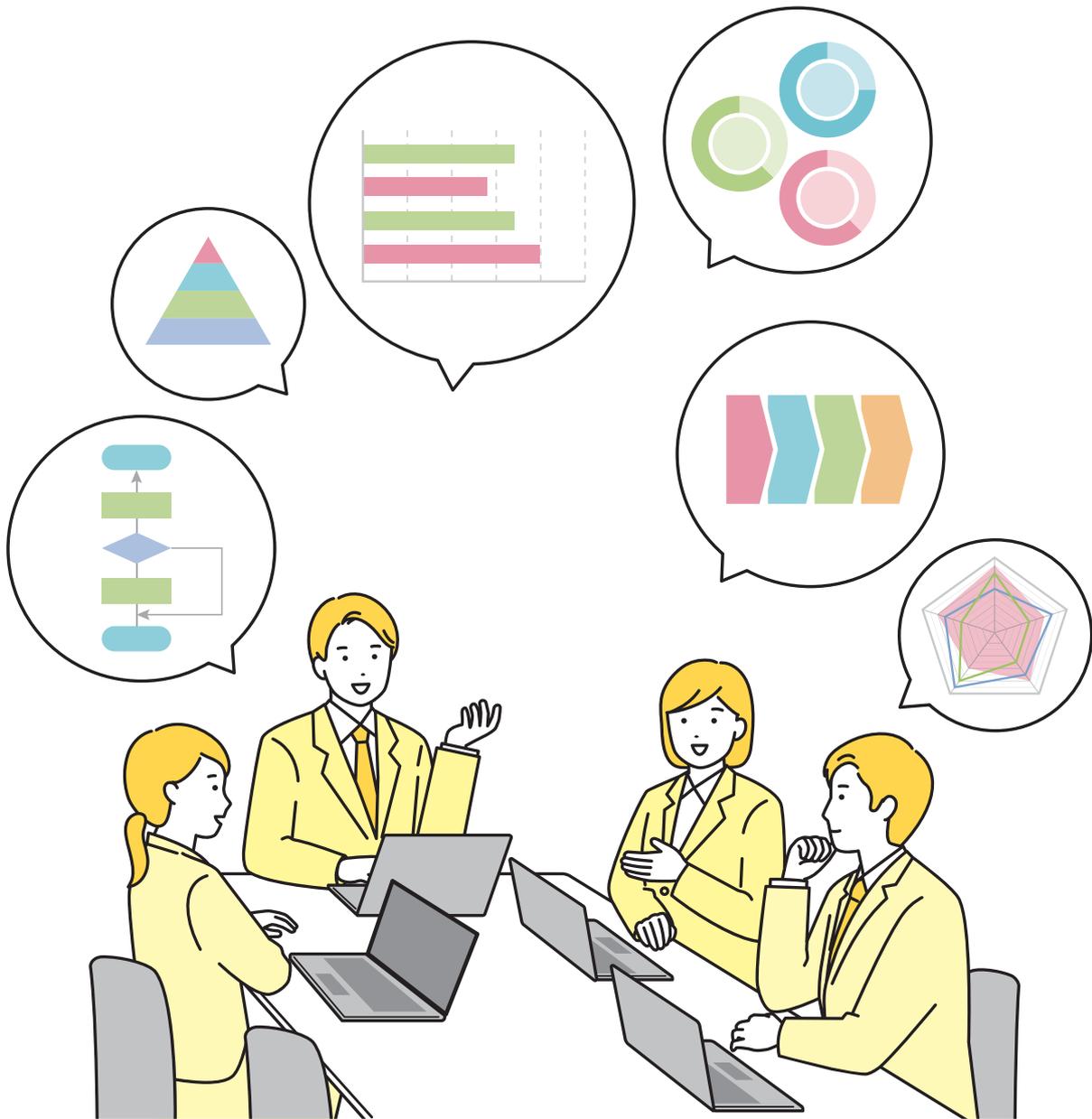
## 04 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) のことです。平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択され、令和12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本プランでは以下の目標が特に関係しています。

|                                    |   |                               |   |
|------------------------------------|---|-------------------------------|---|
| <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>       | <p><b>すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>                         | <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>   | <p><b>質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>   |
| <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>      | <p><b>ジェンダー<sup>*1</sup>平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が生きるための力を身につける取組みを行う。</p> | <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>    | <p><b>働きがいも経済成長も</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>   |
| <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>      | <p><b>人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p>   | <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> | <p><b>平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任の包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>            |                               |   |

\*1 生物学的な性別とは異なり、社会的・文化的に形成された性別・性差のこと。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割として男女のあり方、「男らしさ」「女らしさ」といった通念を意味する語



## 01 基本理念

## 毎日を自分らしく いきいきと暮らせるまち 磐田

本プランは、条例第3条に掲げる7つの基本理念を前提に推進します。

また、性別に関わらず、あらゆる世代の誰もが個々の人格や個性を尊重しながら、日々の生活の中で自らの能力を発揮し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

## 磐田市男女共同参画推進条例 第3条

- 1 男女が性別により差別されることなくその人権が尊重されること、個性と能力を発揮する機会を狭めることなく人としての尊厳が重んぜられること及び性別にかかわらず個人としての生き方の選択の自由が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担を反映している社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択を妨げないように配慮すること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域、その他社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 4 男女が性別にかかわらず相互の協力及び社会的な支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について、家族の一員として責任と自覚を持つとともに、家庭生活と職業生活その他の社会における活動と両立ができること。
- 5 男女が対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康及び女性の妊娠、出産等に関する権利が尊重されること。
- 6 男女が生涯にわたり、男女平等の教育を受ける権利が尊重されること。
- 7 男女共同参画の推進が、世界で取り組むべき共通の目標であることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

## 02 基本方針

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するために、3つの基本方針を掲げ、関連施策を実施します。

### 基本方針1 男女共同参画の実現に向けた意識改革

性別に関係なく多様な生き方やライフスタイルを選択できる社会を作るため、保育や教育の場における学習及び講座等を通じて「人権の尊重」や「性の多様性」、「ジェンダー平等」の理解と浸透を促進します。

### 基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり

性別に関係なく誰もが個人として尊重され、お互いを認め合う環境を作るため、困難を抱える方に対する支援や相談などの充実を図り、生涯にわたる心身の健康支援を行います。

### 基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現

性別に関係なく誰もが活躍できる社会を実現するため、仕事や政策・方針の決定過程において女性参画を推進するとともに、職場や家庭、学校など地域全体で多様な視点に立った活動を推進します。

## 03 重点施策

男女共同参画社会を実現するためには、多くの分野において施策を推進する必要があります。特に性の多様性に関する理解促進や生活上様々な困難を抱える方に対する支援、職業生活における女性の活躍、政策や方針を決定する過程における女性参画が重要であり、それらを推進するためには地域や事業所が一体となって施策を実施する必要があります。

このため本プランでは、以下の4つの基本的施策を重点施策と位置づけ推進します。

**基本的施策 1** 人権や多様性を尊重する教育や啓発の充実

**基本的施策 3** 生活上様々な困難を抱える方に対する支援

**基本的施策 6** 職業生活における女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>の実現

**基本的施策 7** 政策・方針の決定過程における女性参画の推進

※2 誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

基本理念

基本方針

毎日を自分らしく  
いきいきと暮らせるまち  
磐田

01 男女共同参画の  
実現に向けた意識改革



02 安心して暮らせる  
仕組みづくり



03 誰もが活躍できる  
社会の実現



## 基本的施策

## 具体的施策

重点  
施策

1 人権や多様性を尊重する  
教育や啓発の充実

- ①保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実
- ②性の多様性に関する理解と啓発

2 すべての人を平等に尊重する  
啓発や講座の充実

- ③人権や多様性を尊重するための情報収集と広報
- ④性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実

重点  
施策

3 生活上様々な困難を抱える方  
に対する支援

- ⑤高齢者や障がい者に対する支援の充実
- ⑥若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援

4 ジェンダーに基づくあらゆる  
暴力の根絶

- ⑦あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進
- ⑧相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実

5 生涯にわたる心身の  
健康支援

- ⑨生涯にわたる健康管理や支援
- ⑩妊娠や出産に関わる健康支援

重点  
施策

6 職業生活における女性活躍推進と  
ワーク・ライフ・バランスの実現

女性活躍推進

- ⑪女性のキャリアアップや起業、再就職の支援
- ⑫誰もが働きやすい職場づくりの推進
- ⑬働き方改革の推進
- ⑭家事や育児、介護における男性参画の促進

重点  
施策

7 政策・方針の決定過程における  
女性参画の推進

女性活躍推進

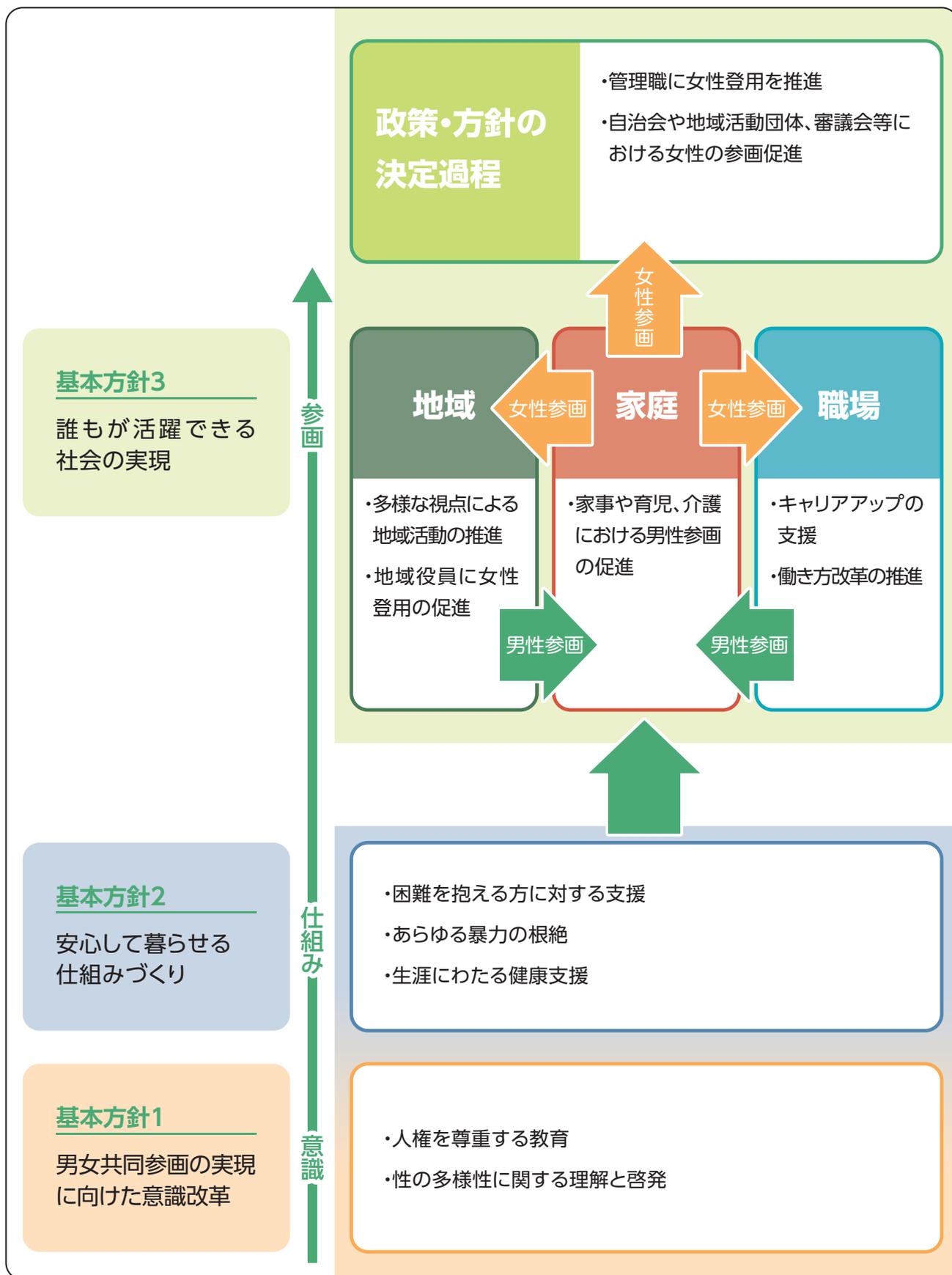
- ⑮市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進
- ⑯市の管理職に女性登用を推進
- ⑰事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進

8 多様な視点による地域活動の推進

女性活躍推進

- ⑱性別にとらわれない地域活動の推進
- ⑲多様な視点による防災活動の推進

# 05 概念図



## 基本方針

# 01

## 男女共同参画の実現に向けた意識改革



### 現状と課題

令和2年度に実施した市民意識調査の結果から「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定的役割分担意識<sup>※3</sup>が根強く残っていることが分かりました。

この意識は、幼少の頃から長年にわたって形成され性別に関係なく存在します。固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>※4</sup>）は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げるなど男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。このため性別に基づく思い込みの意識改革に向けた啓発活動や学習機会の提供に取り組む必要があります。

また、多様な性的指向<sup>※5</sup>や性自認<sup>※6</sup>といったセクシュアルマイノリティ<sup>※7</sup>に関する認知は進みつつあるものの、当事者が抱える悩みや生きづらさについては十分理解が進んでいません。すべての人が性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる基盤をつくるため、ジェンダー平等や性の多様性に関する理解の促進と意識の向上に取り組む必要があります。

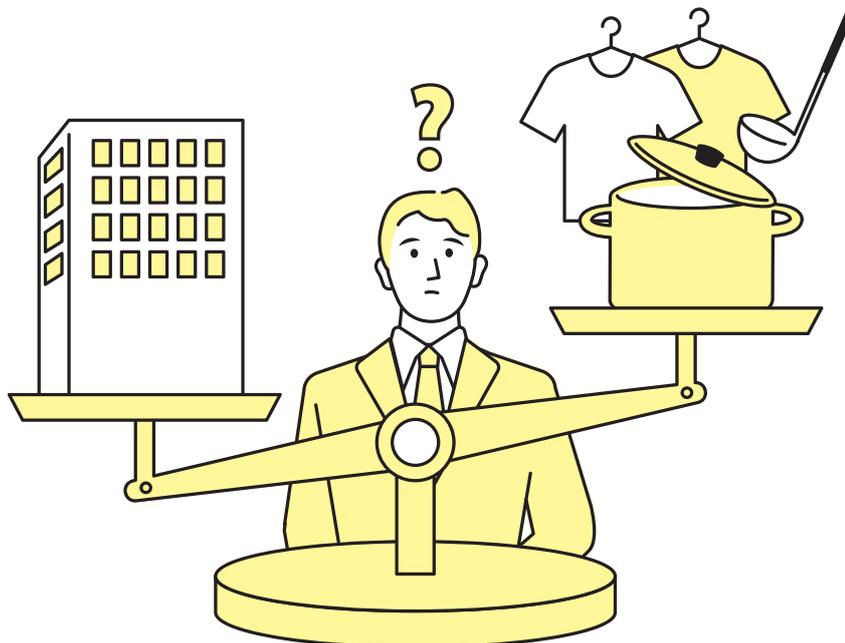
※3 「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は力仕事、女性は事務仕事」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。

※4 自分自身が気づいていない、もの見方やとらえ方の歪みや偏りのこと。

※5 どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性に向いているかということ。

※6 自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。

※7 典型的とされる性のあり方ではない、全体的に見ると少数派とされる方のこと。「LGBT」と表現される場合もある。



調査の結果

■ 男女の役割を固定的に考えること（固定的役割分担意識）について、

- ・「賛成」「どちらかといえば賛成」が約 2 割
- ・「反対」「どちらかといえば反対」が約 6 割
- ・男女別で大きな差はない

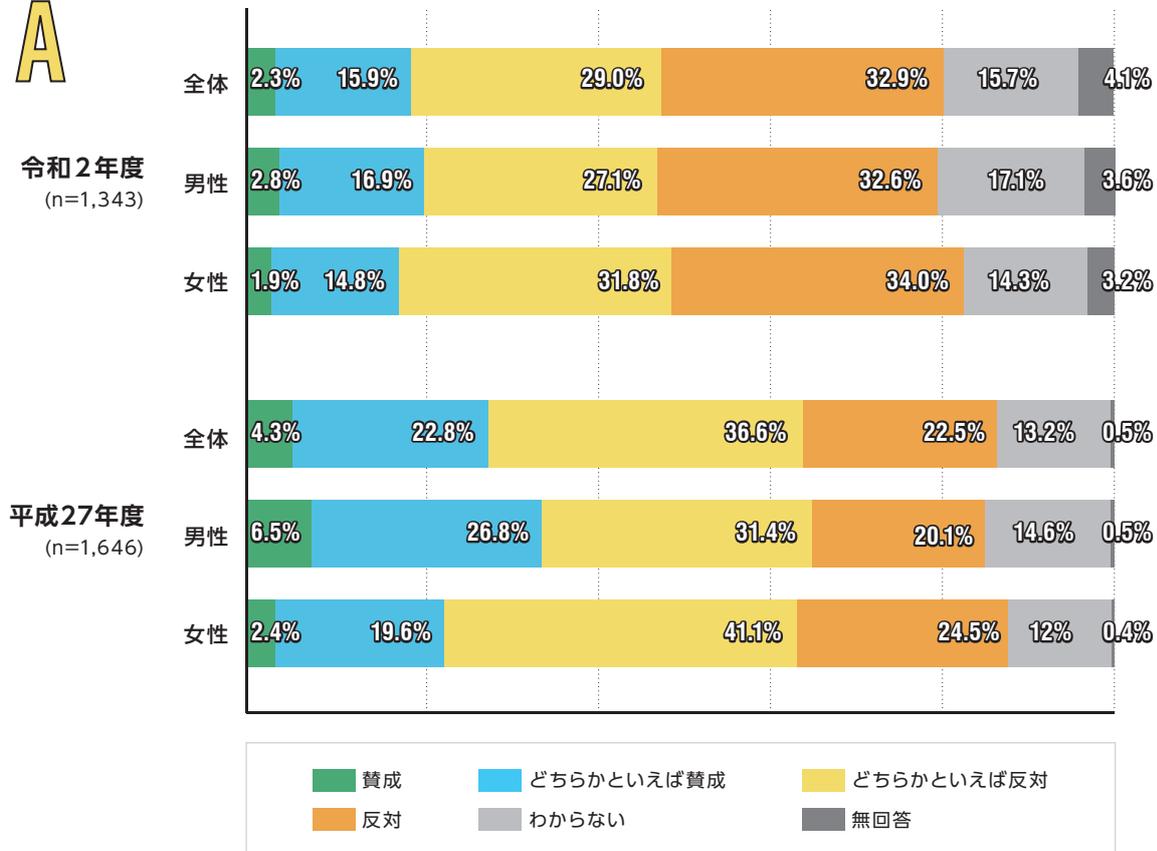
■ 平成 27 年度と比較すると男性で

「反対」「どちらかといえば反対」が約 5 割から約 6 割へ増加



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どのように思いますか？

A



図資料：磐田市市民意識調査(R2)、磐田市男女共同参画に関する市民意識調査(H27)

## 調査の結果



- セクシュアルマイノリティについて、  
「言葉も意味も知っていた」が約6割、  
「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」「知らなかった」がそれぞれ約2割
- 打ち明けられた際に、  
「受け入れることができない」「受け入れられるか分からない」が約6割

?

あなたは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）という言葉を知っていましたか？

A

令和2年度  
(n=1,343)



言葉も意味も知っていた      言葉は知っていたが、意味は知らなかった  
知らなかった      無回答

?

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）と言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。あなたは身近な人（家族・友人等）から、セクシュアルマイノリティであると打ち明けられたとき、受け入れることができますか？

A

令和2年度  
(n=1,343)



受け入れることができる      受け入れることができない  
わからない      無回答

資料：磐田市市民意識調査（R2）

性別にとらわれず個人の人格や個性を尊重し合い、自分らしく生きられる社会を目指して、人権尊重の視点に立った保育・教育と学習機会を提供します。また性の多様性について正しい知識により理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発や行政手続きの見直しを行います。

## 具体的施策

### ① 保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実

| 番号 | 施策                          | 内容  | 担当課                          |
|----|-----------------------------|---|------------------------------|
| 1  | 人権を尊重する<br>保育と教育の充実         | 子どもの発達段階に応じ、個人の人格や個性を尊重する保育と教育を行います。また性別にとらわれず個性や能力を発揮する教育ができる人材を育成するため、教職員等を対象に研修を実施します。 | 学校教育課<br>幼稚園保育園課<br>地域づくり応援課 |
| 2  | 多様な選択を<br>可能にする<br>保育と教育の充実 | 性別に関係なく進路や職業など多様な選択を可能にするため、園や学校・関係各課・団体が連携して、キャリア教育 <sup>※8</sup> を実施します。                | 学校教育課<br>幼稚園保育園課<br>経済観光課    |

※8 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。

### ② 性の多様性に関する理解と啓発

| 番号 | 施策                                 | 内容   | 担当課                                 |
|----|------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 3  | 性の多様性に関する<br>理解の促進                 | 性の多様性に関する理解を深め、個々の特性を尊重し認め合うことができるよう、「性のあり方は多様である」という視点を大切にされた保育と教育及び啓発等を行います。 | 地域づくり応援課<br>学校教育課<br>幼稚園保育園課<br>福祉課 |
| 4  | 性の多様性に配慮した<br>取組みの推進と<br>行政手続きの見直し | 性の多様性について正しく理解し、人権を尊重するためのガイドブックの作成や研修の実施及び行政手続きや慣行の見直しを行います。                  | 地域づくり応援課<br>職員課<br>学校教育課            |

個性や能力を発揮する妨げとなっている性別に基づく固定的役割分担意識や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができるように、自身の性別に基づく無意識の思い込みに気づき、意識改革を促すための広報や学習機会を提供します。

### 具体的施策

#### ③ 人権や多様性を尊重するための情報収集と広報

| 番号 | 施策                 | 内容   | 担当課                                   |
|----|--------------------|--|---------------------------------------|
| 5  | ジェンダー平等に関する情報収集と広報 | ジェンダー平等の意識を醸成するため国・県・他自治体や国際的な情報を収集し、市の取組みと併せて市刊行物やSNS等を用いて市民へ広報します。 | 地域づくり応援課<br>広報広聴・シティプロモーション課<br>中央図書館 |

#### ④ 性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実

| 番号 | 施策                                     | 内容  | 担当課                 |
|----|--|---|---------------------|
| 6  | 地域や家庭における固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気づく学習機会の提供 | 交流センター講座や家庭教育出前講座、講演会などを通じて、社会的につくられた性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気づき、意識を変えるきっかけとなる学習機会を提供します。 | 地域づくり応援課<br>幼稚園保育園課 |

## 基本方針

# 02 安心して暮らせる仕組みづくり



## 現状と課題

高齢化や核家族化など、家族形態の変容に伴い単身世帯やひとり親世帯が増加しています。中でも高齢の単身女性や母子家庭を中心に女性は貧困に陥りやすい傾向にあります。

そのため、様々な困難を抱える方が安心して生活できる環境の整備や自立に向けた支援を行う必要があります。

また、暴力は命をも脅かす人権侵害であり根絶すべきものであるにもかかわらず、パートナー間や家庭、職場にて潜在化する問題として存在しています。ジェンダーに基づく身体的暴力に加え、精神的、性的、経済的な暴力がなくなる理由には、基本的人権に対する理解不足があり、その背景には経済力の格差、固定的役割分担意識による慣習や意識に根差した社会構造の問題があり、男女共同参画社会を目指す上で大きな課題となっています。

さらに誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切です。特に女性には妊娠・出産の可能性や思春期から更年期・高齢期にかけて男性と異なる身体の変化と健康上の問題が生じるため、社会全体が「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利) <sup>※9</sup>」に対する理解を深めることが重要です。

このため、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発と支援体制の充実を図るとともに、身体的性差についての理解を深める学習機会の提供や健康管理に関する健診体制を充実させる必要があります。

※9 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられる考え方のこと。

## 調査の結果

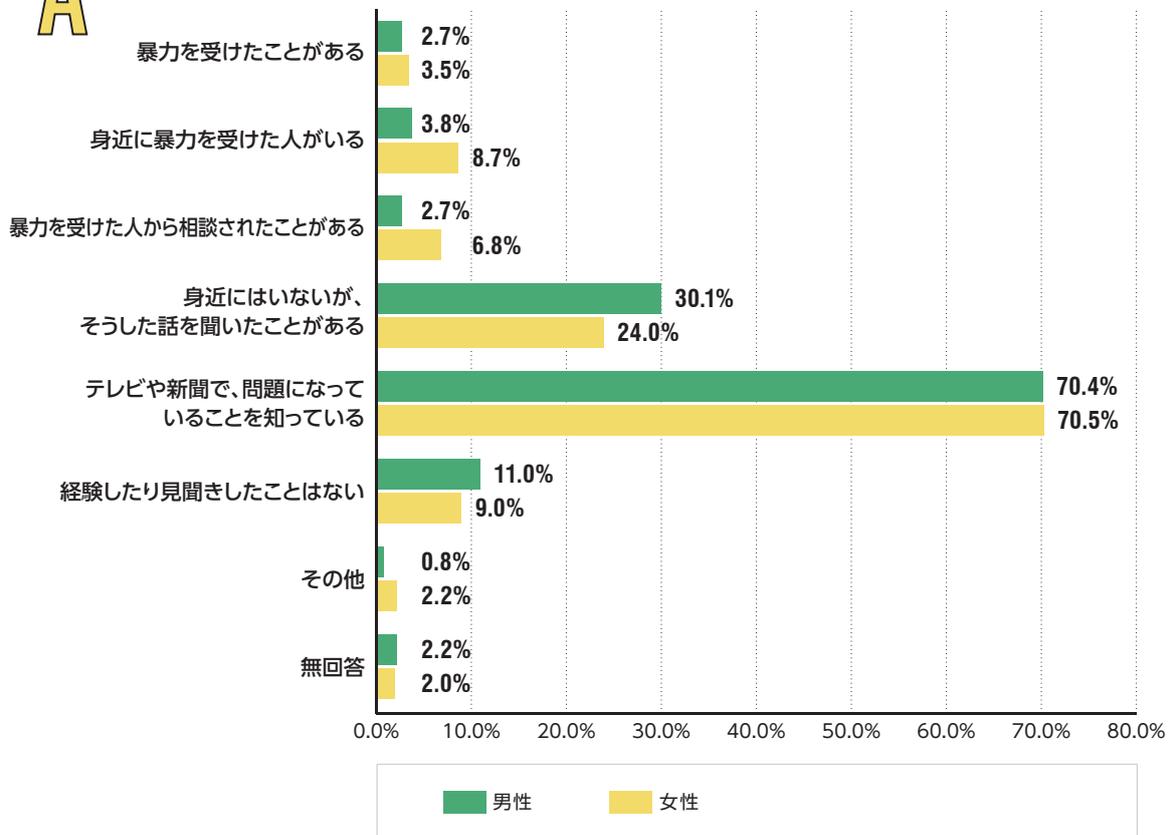
- DV (ドメスティック・バイオレンス) ※10について過去1年間に、
  - ・「暴力を受けたことがある」が男性2.7%、女性3.5%
  - ・「身近に暴力を受けた人がいる」が男性3.8%、女性8.7%
  - ・「暴力を受けた人から相談されたことがある」が男性2.7%、女性6.8%

■ 男性の約1割、女性の約2割が自身または身近な人が暴力を受けている

※10 配偶者やパートナー、恋人等の親しい人から、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力を受けること。



過去1年間に「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)について経験したり見聞きしたことがありますか。



資料：令和3年度 静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査

## 調査の結果

### ■ セクシュアル・ハラスメント<sup>\*11</sup>について、過去1年間に、

- ・「受けたことがある」が男性1.1%、女性5.5%
- ・「身近に受けた人がいる」が男性3.3%、女性6.3%
- ・「受けた人から相談されたことがある」が男性3.3%、女性2.0%

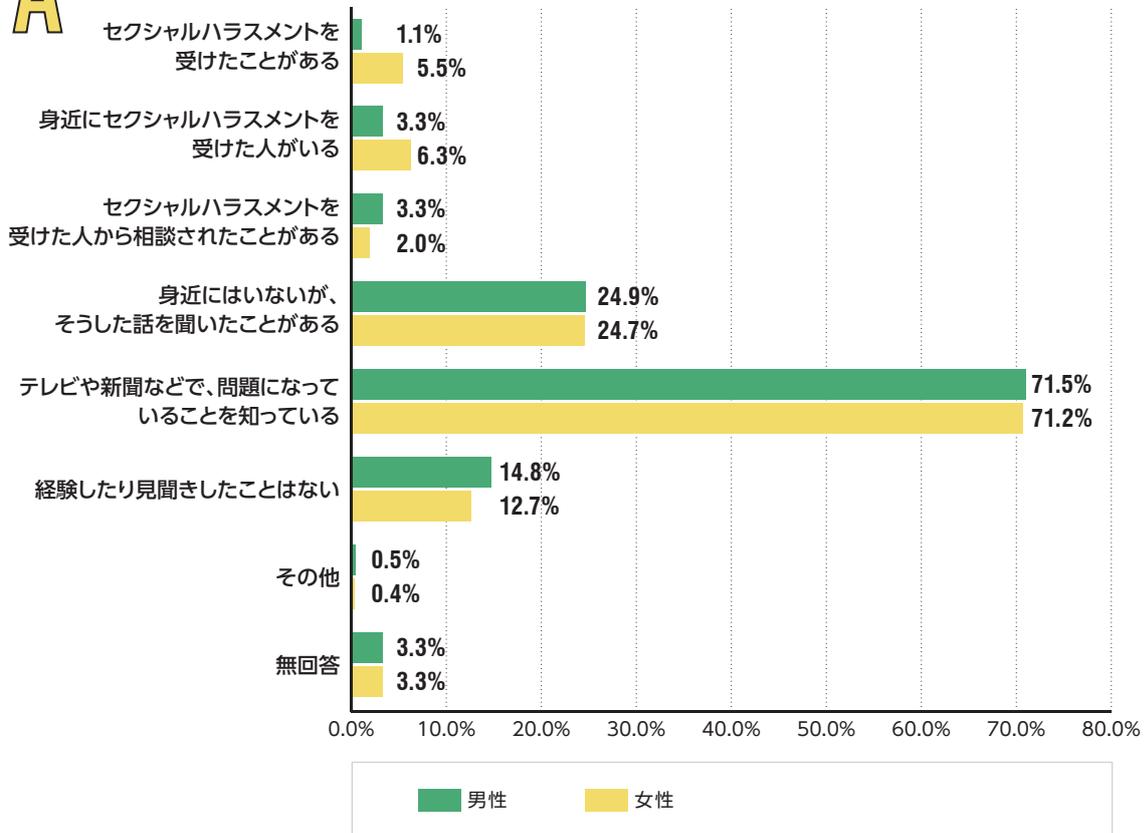
### ■ 自分自身がセクシュアル・ハラスメントを受けたのは、男性では約100人に1人、女性では約20人に1人

\*11 職場や学校、地域活動において、本人の意に反する性的な言動や勧誘により一定の不利益を受けたり環境が悪化したりすること。



過去1年間にセクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的嫌がらせ)について、経験したり見聞きしたことがありますか。

# A



資料：令和3年度 静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査

経済的困窮や社会的孤立など、生活上の困難を抱える方に寄り添った支援を行うとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために就労支援や各種サービスの充実を図ります。

### 具体的施策

#### ⑤ 高齢者や障がい者に対する支援の充実

| 番号 | 施策                        | 内容  | 担当課           |
|----|---------------------------|---|---------------|
| 7  | 高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援の充実 | 高齢者や障がい者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。 | 高齢者支援課<br>福祉課 |

#### ⑥ 若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援

| 番号 | 施策                    | 内容  | 担当課                      |
|----|-----------------------|---|--------------------------|
| 8  | 若者の自立支援のための相談や支援体制の充実 | 働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者に対して、関係機関と連携して、就職に関する情報提供や支援機関を紹介することで、充実した生活に向けた一歩が踏み出せるよう支援します。 | 経済観光課<br>福祉課<br>地域づくり応援課 |
| 9  | ひとり親家庭に対する支援体制の充実     | ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を実施します。        | こども未来課                   |

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないために、DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメント防止の啓発に関する情報を提供します。また相談窓口の周知と支援体制の充実を図ります。

### 具体的施策

#### ⑦ あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進

| 番号 | 施策                        | 内容   | 担当課   |
|----|---------------------------|--|---|
| 10 | あらゆる暴力の防止と早期発見のための啓発や情報提供 | DV、性暴力、各種ハラスメントの防止を促すための注意喚起や情報提供及び啓発を行います。          | こども未来課<br>(こども・若者相談センター)<br>地域づくり応援課<br>学校教育課 |
| 11 | 市職員対象のハラスメント防止研修の実施       | ハラスメント被害者の相談窓口を周知するとともに、研修を実施することで未然防止に向けた取組みを実施します。 | 職員課   |

#### ⑧ 相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実

| 番号 | 施策                   | 内容   | 担当課  |
|----|----------------------|--|--|
| 12 | 相談窓口の周知徹底            | 男女それぞれが抱える問題に対する相談窓口を周知し、相談・支援機能を充実します。また外国人市民に対しても外国語版の広報いわたやSNS等を通じて周知します。 | こども未来課<br>(こども・若者相談センター)<br>地域づくり応援課                       |
| 13 | 関係機関と連携強化による被害者の自立支援 | 関係機関と連携を図り、被害者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るとともに、「市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を実施します。            | 広報広聴・シティプロモーション課<br>(市民相談センター)<br>こども未来課<br>(こども・若者相談センター) |

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことができるように、性差について理解を深める学習機会の提供や健康状態に応じた自己管理が行えるよう相談体制の充実を図ります。また健康増進のためスポーツや地域活動などに参加しやすい環境づくりを行います。

### 具体的施策

#### ⑨ 生涯にわたる健康管理や支援

| 番号 | 施策                                  | 内容  | 担当課                                  |
|----|-------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 14 | 健康管理に関する相談や健診体制の充実                  | 心身の状態に応じて、適切な自己管理が行えるよう健康教育や相談・健診体制を充実させるとともに、健康を維持するための意識啓発を行います。        | 健康増進課                                |
| 15 | 高齢者や障がい者の社会活動へ参加促進                  | 高齢者や障がい者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。                  | 福祉課<br>高齢者支援課<br>地域づくり応援課<br>スポーツ振興課 |
| 16 | 発達に応じた心身の変化と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進 | 発達段階に応じた心身の変化を理解するため、児童生徒へ性教育を進めるとともに、広く「性と生殖に関する健康と権利」について正しい知識の普及に努めます。 | 学校教育課<br>地域づくり応援課                    |

#### ⑩ 妊娠や出産に関わる健康支援

| 番号 | 施策              | 内容  | 担当課             |
|----|-----------------|---|-----------------|
| 17 | 訪問や相談による保健指導の充実 | 妊娠や出産による心身の変化やパートナーの役割について、妊婦健康診査や赤ちゃん訪問の場で知識の普及と啓発を行います。 | こども未来課<br>健康増進課 |

基本方針

# 03 誰もが活躍できる社会の実現



## 現状と課題

一人ひとりが豊かな生活を送るため、性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境や個々のライフスタイルに合わせたワーク・ライフ・バランスを実現させることが大切です。また人口減少や少子高齢化が進む中で持続可能な地域及び経済活動の実現のためにも、性別に関係なくすべての人の活躍が望まれます。

しかし、長時間労働等による労働環境の未整備が女性の就労を阻害し、また女性の社会参加を推進する一方で、男性の家事や育児、介護に対する理解が不十分であることから、女性の負担が増えるなど、誰もが活躍できる社会になっていません。また様々な社会的要因により、行政や地域活動における政策や方針決定の場は、多くの男性で占められている傾向にあります。

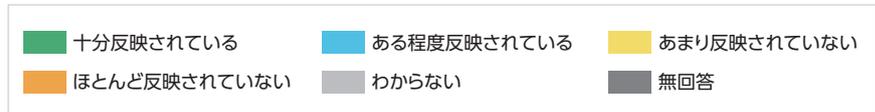
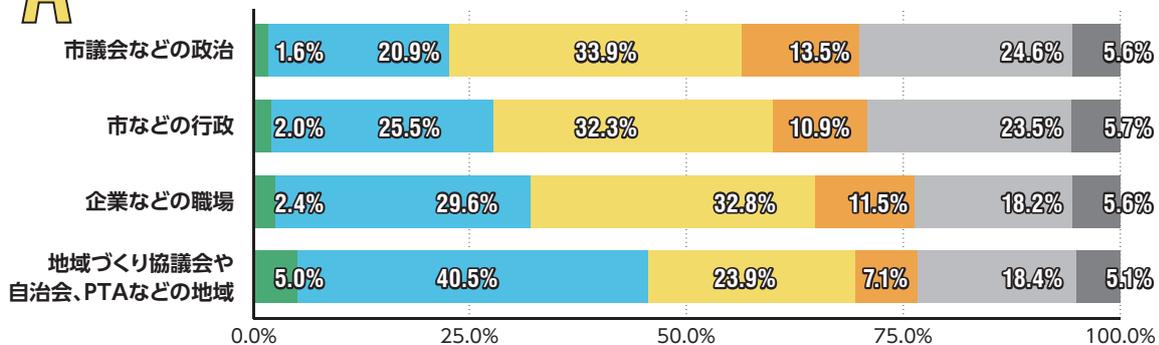
このような状況から、職場や家庭・地域など、様々な環境において性別に関係なく一人ひとりが活躍できる環境の整備と意識の醸成を図る必要があります。

## 調査の結果

- 女性の意見の反映について「反映されていない」「あまり反映されていない」が、
  - ・「政治」「行政」「職場」で約5割
  - ・「地域」で約3割



あなたは、次のような分野で女性の意見がどの程度反映されていると思いますか？



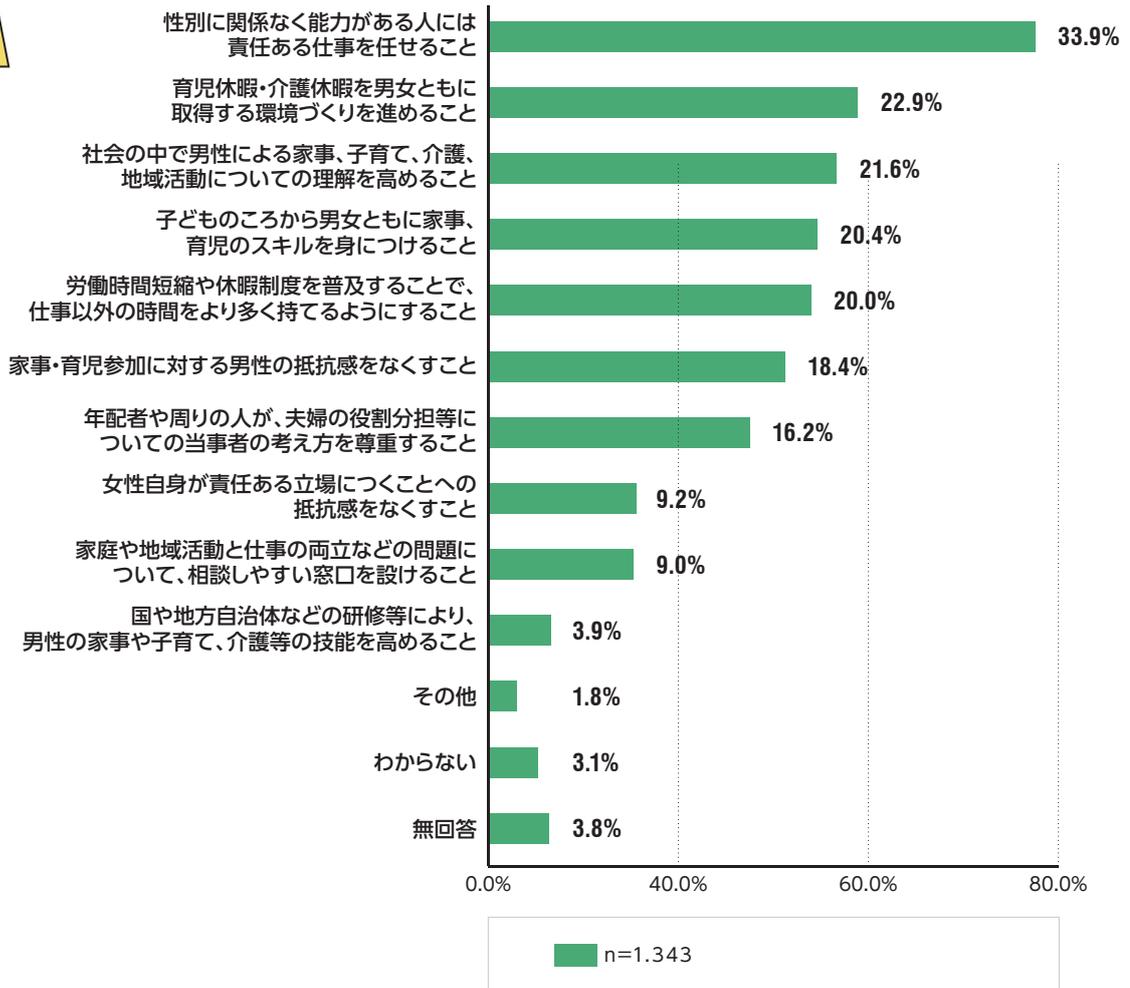
資料：磐田市市民意識調査（R2）

調査の結果

- 男女ともに家庭や地域・職場で活躍するために必要なことは、
  - ・「性別に関係なく能力がある人には責任ある仕事を任せること」が約3割で最も高い、次いで「育児休暇・介護休暇を男女ともに取得する環境づくりを進めること」が約2割



男女ともに家庭生活や地域生活、仕事の場で活躍していくためには、特に必要なことは何だと思いますか？



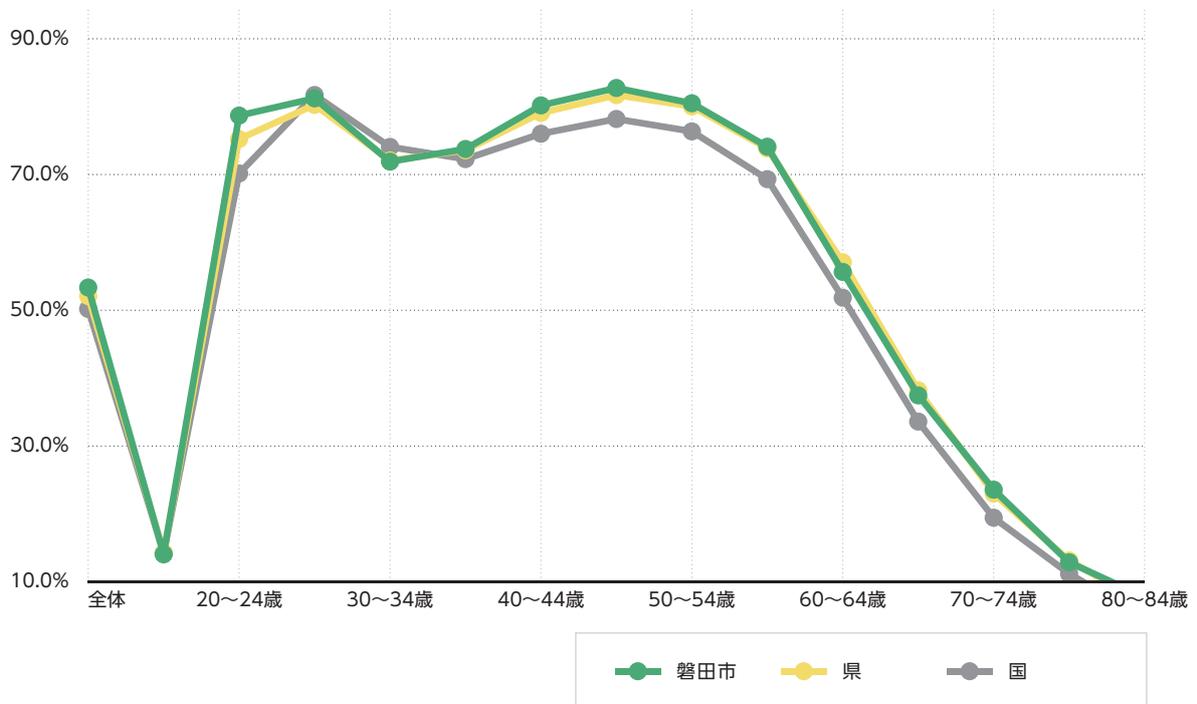
資料：磐田市市民意識調査（R2）

## 調査の結果

■女性の労働力率は、

- ・国や県と同様、結婚・出産期にあたる30歳から40歳の間で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いている。

### 年齢階級別女性の労働力率



資料：国勢調査（H27）

職場において一人ひとりが個性と能力を発揮でき、誰もが活躍できるような環境整備に向けた啓発に努めます。また男性の家事や育児、介護へ参画を促し、女性の社会参加と活躍を支援します。

## 具体的施策

### ⑪ 女性のキャリアアップや起業、再就職の支援

| 番号 | 施策           | 内容   | 担当課                               |
|----|--------------|--|-----------------------------------|
| 18 | 女性のキャリアアップ支援 | 女性の交流の場づくりや各種講座等を開催することでキャリアアップ支援を行うとともに、女性リーダーを育成するための取組みを行います。 | 地域づくり応援課<br>経済観光課                 |
| 19 | 女性の起業や再就職の支援 | 女性の起業や再就職に必要な技術・知識等の習得に関する情報と学習機会を提供するなどの支援を行います。                | 経済観光課<br>こども未来課<br>(ひと・ほんの庭 にこっと) |

### ⑫ 誰もが働きやすい職場づくりの推進

| 番号 | 施策            | 内容   | 担当課               |
|----|---------------|--|-------------------|
| 20 | 家族経営協定の推進     | 農業へ夫婦や親子による経営参画を進めるため、就業条件の明確化や家族経営協定 <sup>※12</sup> の締結に向けた情報提供を行います。 | 農林水産課             |
| 21 | 男女均等な雇用の促進と啓発 | 誰もが活躍できる職場づくりを支援するため「男女共同参画社会づくり宣言 <sup>※13</sup> 」の周知や啓発を行います。        | 地域づくり応援課<br>産業政策課 |

※12 農業の家族経営について経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐のあるものにするために、経営方針や就業条件・経営の役割分担・収益配分・生活等に関する事を家族間で話し合い取り決めを行うこと。

※13 女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画に取り組んでいる県内事業所や団体が静岡県に「宣言」して登録すること。

### ⑬ 働き方改革の推進

| 番号 | 施策                  | 内容   | 担当課                            |
|----|---------------------|--|--------------------------------|
| 22 | ワーク・ライフ・バランスの推進     | 男女共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進するため、事業所と連携して先進的な事例を情報提供します。          | 地域づくり応援課<br>経済観光課<br>産業政策課     |
| 23 | 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 | ワーク・ライフ・バランスの推進が事務の効率化や男性の家事や育児、介護へ参画の実現につながることを職員に認識させ、実践するよう啓発します。 | 職員課<br>教育総務課<br>消防総務課<br>病院総務課 |

### ⑭ 家事や育児、介護における男性参画の促進

| 番号 | 施策                      | 内容   | 担当課   |
|----|-------------------------|--|---|
| 24 | 男性が家事や育児、介護に参画しやすい環境の整備 | 男性が家事や育児、介護に関する理解を深め、参画しやすい環境をつくるための情報提供や男性を対象とした講座などを開催して意識啓発を図ります。 | 地域づくり応援課<br>職員課<br>こども未来課<br>(ひと・ほんの庭 にこっこ)<br>高齢者支援課 |

市の政策等の立案及び決定に多様な意思を反映させるため、審議会等へ女性や公募委員の参画を促進するとともに、市の管理職に女性登用を推進します。また事業所や地域活動団体に対しても方針の決定や過程に女性参画を促します。

### 具体的施策

#### ⑮ 市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進

| 番号 | 施策                | 内容  | 担当課                   |
|----|-------------------|---|-----------------------|
| 25 | 市の審議会等へ女性参画の促進    | 「磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針 <sup>*14</sup> 」を周知するとともに、女性参画率が目標値を下回る審議会等の所管課に対し指導を行い、女性の積極的登用を促進します。 | 地域づくり応援課<br>総務課<br>全課 |
| 26 | 市の審議会等へ公募委員の登用を促進 | 「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領 <sup>*15</sup> 」に基づき公募委員の登用を促進します。                                       | 地域づくり応援課<br>総務課<br>全課 |

#### ⑯ 市の管理職に女性登用を推進

| 番号 | 施策                 | 内容  | 担当課                            |
|----|--------------------|---|--------------------------------|
| 27 | 女性活躍推進法に基づく行動計画の推進 | 「磐田市特定事業主行動計画 <sup>*16</sup> 」に基づき管理職に女性登用を推進します。 | 職員課<br>教育総務課<br>消防総務課<br>病院総務課 |

#### ⑰ 事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進

| 番号 | 施策                 | 内容  | 担当課                        |
|----|--------------------|---|----------------------------|
| 28 | 事業所や地域活動団体へ女性参画を促進 | 事業所や地域活動団体に対し、多様な意思の活用による活性化事例を紹介するなどして、方針決定や過程に女性参画を促進します。 | 地域づくり応援課<br>経済観光課<br>産業政策課 |

※14参考 磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

4 委員構成・選任

(1) 委員の構成

- ②男女共同参画社会の実現に向け、委員の構成比率が男性及び女性のいずれかに偏ることがないよう、男性又は女性委員の割合が構成委員の30%を下回らないよう努めるものとする。

※15参考 磐田市審議会等の委員の公募に関する要領（抜粋）

2 公募枠

(1) 審議会等の委員の定数には、積極的に公募委員の枠を設置するものとする。

ただし、次に掲げる審議会等については、この限りでない。

- ①行政処分、行政不服審査又は身分に関する処分に関する審議を行うもの
- ②市民の権利を制限する内容に関する審議を行うもの
- ③その他審議会等で所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

(2) 公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標とする。

※16参考 第2期磐田市特定事業主行動計画（後期）（抜粋）

—令和2年4月1日から令和8年3月31日まで—

目標数値

| 項目                   | 現状 (平成31年4月1日) | 目標 (令和8年4月1日) |
|----------------------|----------------|---------------|
| 一般事務職の女性比率           | 35.4%          | 40%以上         |
| 課長補佐級以上の女性職員数        | 20人            | 25人以上         |
| 男性職員の育児休業取得率         | 7.7%           | 10%           |
| 年次有給休暇年間取得日数 (1人当たり) | 10.1日          | 12日           |

自治会活動などの地域活動や災害時を想定した防災活動において、性別にとらわれない活動や多様な視点による運営ができるよう意識の啓発や環境整備を行います。

### 具体的施策

#### ⑱ 性別にとらわれない地域活動の推進

| 番号 | 施策           | 内容  | 担当課      |
|----|--------------|---|----------|
| 29 | 地域活動団体へ啓発と支援 | 自治会や地域づくり協議会、学校、地域活動団体に対し、性別にとらわれず誰もが参画できる活動にするための情報提供や啓発を行います。 | 地域づくり応援課 |

#### ⑲ 多様な視点による防災活動の推進

| 番号 | 施策                              | 内容  | 担当課                  |
|----|---------------------------------|---|----------------------|
| 30 | 性別にとらわれない防災活動の啓発と役員等へ女性登用の促進    | 自主防災組織に、性別にとらわれない多様な視点に立った防災活動の必要性を啓発するとともに、役員等へ女性登用を促進します。       | 地域づくり応援課             |
| 31 | 誰もが参加しやすい防災訓練の実施                | 多様な視点に立ち、誰もが参加しやすい防災訓練の実施に努めます。                                   | 地域づくり応援課<br>予防課（消防署） |
| 32 | 支援ニーズの違いに配慮した避難所運営体制の整備と備蓄品等の確保 | 避難所運営に関わる誰もが、性別や年齢などによるニーズの違いに配慮した避難所運営ができるよう、体制の整備と備蓄品等の確保を行います。 | 地域づくり応援課<br>危機管理課    |

## 01 数値目標の設定による推進

本プランを着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

| 基本方針                           | 指標名   | 説明  | 現状値(R3)  | 目標値(R8)                                    |
|--------------------------------|---|---|--|--|
| 1<br>男女共同参画<br>の実現に向け<br>た意識改革 | 指標1<br>「セクシュアル・マイノリティ」を認知及び理解している人の割合                 | 市民意識調査で「セクシュアル・マイノリティを認知及び理解している」と答えた人の割合 | 56.5%(R2)                                      | 70.0%以上                                    |
|                                | 指標2<br>「男は仕事、女は家事・育児」という固定的役割分担に反対する割合                | 市民意識調査で「男は仕事、女は家事・育児という役割分担意識に反対」と答えた割合   | 61.9%(R2)                                      | 70.0%以上                                    |
| 2<br>安心して暮ら<br>せる仕組み<br>づくり    | 指標3<br>ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数                           | 「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」の制度周知に伴う支給件数   | 自立支援教育訓練給付金<br>3件(R2)<br>高等職業訓練促進給付金<br>3件(R2) | 自立支援教育訓練給付金<br>4件以上<br>高等職業訓練促進給付金<br>4件以上 |
|                                | 指標4<br>相談窓口案内カードの設置箇所数                                | 女性相談窓口や若者相談ダイヤルなど各種相談窓口案内カードの設置箇所数        | 29箇所   | 60箇所以上                                     |
|                                | 指標5<br>子宮頸がん検診受診率<br>(対象者20歳)<br>乳がん検診受診率<br>(対象者40歳) | がん検診推進事業(無料クーポン券)を配布した検診対象者の受診率           | 子宮頸がん検診<br>8.2%(R2)<br>乳がん検診<br>20.3%(R2)      | 子宮頸がん検診<br>10.0%以上<br>乳がん検診<br>35.0%以上     |
| 3<br>誰もが活躍<br>できる社会の<br>実現     | 指標6<br>「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数                          | 静岡県が実施している「男女共同参画社会づくり宣言」を宣言している市内事業所数    | 43事業所<br>(R2)                                  | 60事業所<br>以上                                |
|                                | 指標7<br>市の審議会等委員の女性割合                                  | 市が設置する審議会等の委員のうち女性を登用した割合                 | 27.7%  | 35.0%以上                                    |
|                                | 指標8<br>女性の会長がいる自治会<br>や自主防災組織の割合                      | 女性の自治会長、自主防災会長がいる市内の自治会や自主防災組織の割合         | 自治会<br>1.3%<br>自主防災組織<br>1.3%                  | 自治会<br>3.0%以上<br>自主防災組織<br>3.0%以上          |
|                                | 指標9<br>男女共同参画の視点による<br>防災講座の受講者                       | 市が開催(共催)した男女共同参画の視点による防災講座の受講者数           | 3,368人<br>(過去3年平均)                             | 4,000人<br>以上                               |

## 02 プランを推進する体制の整備

### 1 庁内推進体制の整備

男女共同参画の所管課が中心となり全庁的に連携を図りながら推進します。

### 2 審議会の意見反映

条例第18条に基づく「磐田市男女共同参画審議会」において男女共同参画の推進に関する重要な事項について審議し、意見を積極的に反映します。

### 3 相談等への対応

市民や事業所・各種団体からの男女共同参画推進に関する相談等に対し、各種相談口等と連携しながら適切な措置を講じます。

### 4 関係機関との連携

国・県・近隣市町等の関係機関と情報交換に努め、動向を的確に把握するとともに連携強化に努めます。

## 03 市民参加による推進

市民や事業所、各種団体へ情報提供や意見交換を行うとともに市民参画を促し、理解と協力を得ながら本プランを推進します。

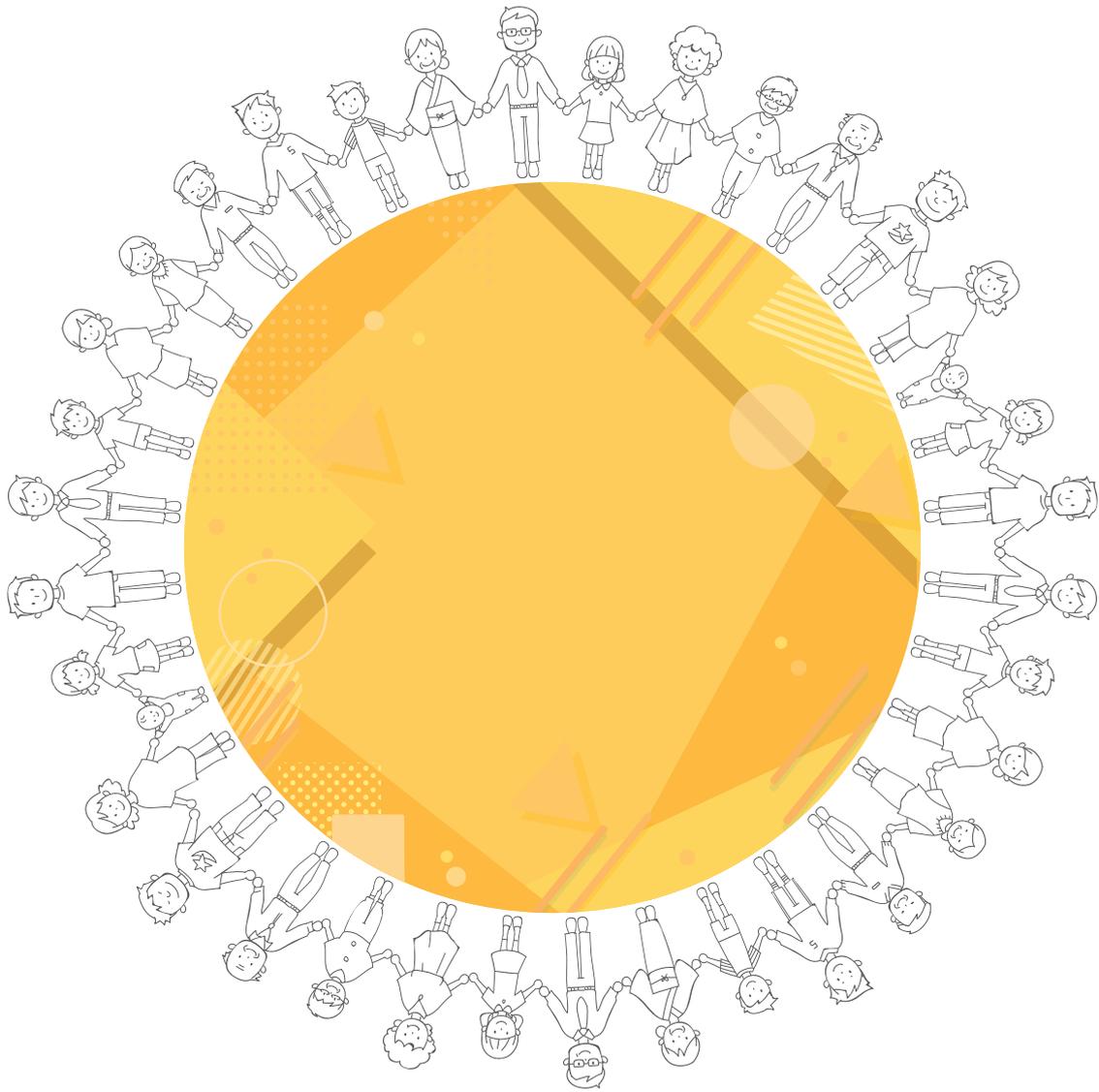
## 04 進捗状況の点検・評価

### 1 進捗状況調査の実施

本プランの進捗状況を点検・評価するため、毎年、担当課に対し進捗状況調査を実施し、その結果を「磐田市男女共同参画審議会」へ報告します。

### 2 審議会における点検・評価

「磐田市男女共同参画審議会」において、本プランの進捗状況等を点検・評価します。





## 參考資料

| 番号 | 用語                         | 意味   |
|----|----------------------------|--|
| 1  | ジェンダー                      | 生物学的な性別とは異なり、社会的・文化的に形成された性別・性差のこと。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割として男女のあり方、「男らしさ」「女らしさ」といった通念を意味する語 |
| 2  | ワーク・ライフ・バランス<br>(仕事と生活の調和) | 誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。  |
| 3  | 固定的役割分担意識                  | 「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は力仕事、女性は事務仕事」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。                              |
| 4  | 無意識の思い込み<br>(アンコンシャス・バイアス) | 自分自身が気づいていない、ものの見方やとらえ方の歪みや偏りのこと。  |
| 5  | 性的指向                       | どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性に向いているかということ。   |
| 6  | 性自認                        | 自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。   |
| 7  | セクシュアルマイノリティ               | 典型的とされる性のあり方ではない、全体的に見ると少数派とされる方のこと。「LGBT」と表現される場合もある。   |

| 頭文字          | 意味                             |
|--------------|--------------------------------|
| L(レズビアン)     | 女性の同性愛者<br>(心の性が女性で恋愛対象も女性)    |
| G(ゲイ)        | 男性の同性愛者<br>(心の性が男性で恋愛対象も男性)    |
| B(バイセクシュアル)  | 両性愛者<br>(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)   |
| T(トランスジェンダー) | 性別越境者<br>「身体の性」と「心の性」が一致していない人 |

| 番号 | 用語                                  | 意味  |
|----|-------------------------------------|---|
| 8  | キャリア教育                              | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。  |
| 9  | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<br>(性と生殖に関する健康と権利) | 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられる考え方のこと。                                       |
| 10 | DV<br>(ドメスティックバイオレンス)               | 配偶者やパートナー、恋人等の親しい人から、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力を受けること。   |
| 11 | セクシュアル・ハラスメント                       | 職場や学校、地域活動において、本人の意に反する性的な言動や勧誘により一定の不利益を受けたり環境が悪化したりすること。  |
| 12 | 家族経営協定                              | 農業の家族経営について経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐のあるものにするために、経営方針や就業条件・経営の役割分担・収益配分・生活等に関することを家族間で話し合い取り決めを行うこと。 |
| 13 | 男女共同参画<br>社会づくり宣言                   | 女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの推進など男女共同参画に取り組んでいる県内事業所や団体が静岡県に「宣言」して登録すること。                                       |

| 年     | 月 日             | 会議等          | 内 容   |
|-------|-----------------|--------------|---|
| 令和2年度 | 7月22日～<br>8月11日 | 磐田市市民意識調査    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住で18歳以上の3,000人を対象とした、市の取組みに対する評価と今後の取組みについて伺う市民意識調査</li> <li>・有効回収数1,346人(回収率44.8%)</li> </ul> |
|       | 7月8日            | 第1回男女共同参画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の課題整理と新プランの体系等について審議</li> </ul>   |
| 令和3年度 | 8月              | 担当課へプラン作成調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン素案の検討</li> <li>・具体的施策の確認</li> </ul>  |
|       | 9月13日           | 第2回男女共同参画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン素案の具体的な施策について審議</li> </ul>   |
|       | 11月2日           | 第3回男女共同参画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新プランの重点施策や推進体制等について審議</li> </ul>  |
|       | 12月             | 担当課へヒアリング    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課へ現状と今後の取組についてヒアリング</li> <li>・具体的施策及び数値目標の確認</li> </ul>   |
|       | 12月14日          | 第4回男女共同参画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新プランについて審議</li> </ul>   |
|       | 1月5日～<br>2月3日   | パブリックコメント実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新プラン(案)について広く意見を募集</li> </ul>   |
|       | 2月22日           | 第5回男女共同参画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等の報告と新プランの最終案について審議</li> </ul>   |

## 03 磐田市男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで

| No | 氏名    | 分野     | 備考              |
|----|-------|--------|-----------------|
| 1  | 鈴木まり子 | 学識経験者  | 会長              |
| 2  | 高平めぐみ | 弁護士    | 副会長 令和3年5月31日まで |
|    | 永野 涼子 |        | 副会長 令和3年6月1日から  |
| 3  | 田村 俊子 | 人権擁護委員 | 令和3年5月31日まで     |
|    | 福長たか江 |        | 令和3年6月1日から      |
| 4  | 永井 新次 | 労働団体   |                 |
| 5  | 鈴木真由美 | 市民活動団体 | 令和3年5月31日まで     |
|    | 桐畑 りか |        | 令和3年6月1日から      |
| 6  | 藤森 新五 | 市民活動団体 |                 |
| 7  | 鈴木弥栄子 | 市民活動団体 | 令和3年3月19日まで     |
|    | 久永 公子 |        | 令和3年3月20日から     |
| 8  | 杉浦 直  | 市民活動団体 |                 |
| 9  | 袴田くるみ | 市民活動団体 |                 |
| 10 | 田中 卓也 | 公募     |                 |
| 11 | 稲葉 紗恵 | 公募     |                 |
| 12 | 金原 正好 | 公募     |                 |

(敬称略)

## 磐田市男女共同参画推進条例

### 目次 前文

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 基本的施策(第11条—第17条)
- 第3章 磐田市男女共同参画審議会(第18条—第21条)
- 第4章 雑則(第22条)
- 附則

私たちがこの条例を定めるのは、男女共同参画社会を築き、男女平等を実現するためです。私たちの願いは、豊かな自然や歴史と文化を有し、産業の発達したまちである磐田市を、人間関係の面においても、生きやすく、住みやすい地域社会にしていくことです。男女の関係は、そのすべての人間関係の基本となるものです。

男女が対等な関係を築いていくためには、男女の関係がどのようにあるのかを見つめ直す必要があります。性別により、過大な期待のために精神的な苦痛を受けていることや、過小な期待のために能力を十分に伸ばしたり活用したりする機会を奪われていることに気づかなければなりません。そのためには、男女の関係について話し合うことや、個人の生き方や選択の自由を尊重し合う教育や学習を行うことが重要です。

私たちは、家庭、学校、職場、地域などにおいて、男女の対等な関係の下に、互いに協力し合い生き生きとした社会を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者・市民団体の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、もって男女が共に生き生きと暮らせる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず尊重され、その個性及び能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜び及び責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者・市民団体 市内で事業を行う個人又は法人並びに市内で活動する自治会、PTA等の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にあるものからの身体的又は精神的な暴力(家族及び親族への暴力を含む。)をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民及び事業者・市民団体が協力して推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなくその人権が尊重されること、個性と能力を発揮する機会を狭めることなく人としての尊厳が重んぜられること及び性別にかかわらず個人としての生き方の選択の自由が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映している社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択を妨げないように配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が性別にかかわらず、相互の協力及び社会的な支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について、家族の一員として責任と自覚を持つとともに、家庭生活と職業生活その他の社会における活動と両立ができること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康及び女性の妊娠、出産等に関する権利が尊重されること。
- (6) 男女が生涯にわたり、男女平等の教育を受ける権利が尊重されること。
- (7) 男女共同参画の推進が、世界で取り組むべき共通の目標であることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

### (市の責務)

**第4条** 市は、市の施策に関し、男女共同参画の視点に立って実施するとともに、市民及び事業者・市民団体と協力して男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者・市民団体の男女共同参画の推進に関する活動に対し、その支援に努めるものとする。

### (市民の責務)

**第5条** 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者・市民団体の責務)

**第6条** 事業者・市民団体は、その事業又は活動において、積極的改善措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者・市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

### (教育の場における基本理念への配慮)

**第7条** 社会のあらゆる分野において教育に携わる者は、その教育の過程において、男女共同参画の基本理念に配慮するよう努めるものとする。

### (環境づくり)

**第8条** 何人も、男女共同参画の基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女が共に活動しやすい環境づくりに努めるものとする。

### (性別による権利侵害の禁止)

**第9条** 何人も、性別を理由にした差別的な行為を行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

### (公衆への表現の配慮)

**第10条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、ドメスティック・バイオレンス又はセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### (基本計画)

**第11条** 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第18条の磐田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者・市民団体の意見が反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

### (積極的改善措置)

**第12条** 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女間に生じていると認めるときは、市民及び事業者・市民団体と協力し積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

### (情報提供、広報活動及び学習の支援)

**第13条** 市は、男女共同参画について、市民及び事業者・市民団体の理解を深めるための情報提供及び広報活動を行うよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者・市民団体の学習について支援するよう努めるものとする。

### (推進体制の整備)

**第14条** 市は、男女共同参画推進施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

### (実施状況の報告)

**第15条** 市長は、毎年度、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、第18条の磐田市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

### (事業者・市民団体からの報告)

**第16条** 市長は、必要があると認めるときは、事業者・市民団体に対し、男女共同参画に関する事項について、報告を求め、又は助言することができる。

2 市長は、前項の報告により把握した状況について、公表することができる。

### (相談等の申出)

**第17条** 市民及び事業者・市民団体は、市長に対し、次に掲げる事項に係る相談等を申し出ることができる。

- (1) 男女共同参画推進施策に関する事。
- (2) 性別を理由にした差別的な行為に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申出を受けた場合において、必要と認めるときは、次条の磐田市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

## 第3章 磐田市男女共同参画審議会

### (設置)

**第18条** 市は、磐田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第19条** 審議会は、第11条第2項、第15条及び第17条第3項に規定する意見を行うほか、基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べるることができる。

### (組織)

**第20条** 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することを妨げない。

### (委任)

**第21条** この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 雑則

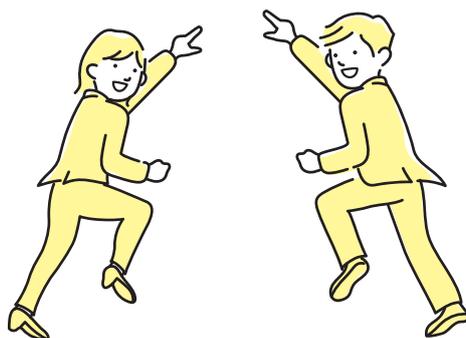
### (委任)

**第22条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 第3次磐田市 男女共同参画プラン



---

## 第3次磐田市男女共同参画プラン

発行 令和4年(2022年) 3月

編集 磐田市自治市民部地域づくり応援課  
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

電話 0538-37-4870 FAX 0538-32-2353

E-mail [chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)

---